

○聖籠町経営戦略推進会議設置要綱

令和4年6月23日

告示第69号

(設置)

第1条 本町の行財政改革の推進及び効率的な行政サービスの実現など広範囲にわたる行政経営に関し、幅広い知見から意見を得るため、聖籠町経営戦略推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の委員は、町長の求めに応じ次の事項について提言、助言等を行うものとする。

- (1) 経営戦略推進プランの策定及び推進に関する事項
- (2) 前号の検証に関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員13人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関、各種団体の職員等
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び代理者)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(聖籠町行財政改革有識者会議設置要綱の廃止)

2 聖籠町行財政改革有識者会議設置要綱(平成30年聖籠町告示第39号)は、廃止する。